

# 町田市庁舎新築工事

## 協定書

2009年10月6日

町田市

鹿島建設株式会社 東京土木支店

町田市庁舎新築工事（以下「本事業」という。）の請負契約締結にあたり、工事請負契約約款第1条第1項に基づき、町田市（以下「甲」という。）と鹿島建設株式会社東京土木支店（以下「乙」という。）との間で、本事業に付帯する事項に関する協定（以下「本協定」という。）を以下のとおり締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、甲が本事業の施工者を決定するために実施した総合評価・条件付き一般競争入札（以下「本入札」という。）において、乙が、提案した内容を実現するために、甲と乙が負うべき責務及びとるべき諸手続について定めるものである。

#### （用語の定義）

第2条 本協定書において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- （1）「施工者募集要項等」とは、本入札に関する「公告文」、「施工者募集要項」、「落札者決定方法及び落札基準」及び「応募書類説明書」のことをいう。
- （2）「市内業者」とは、町田市内に本店、支店又は営業所を置く者であり、営業を行うための専用のスペースを有し（電話、机、事務機器、什器備品等を備えていること。また、看板等の表示が外観上確認できること。）、契約締結を完結できること、かつ、営業活動を行い得る人的配置（法令に基づく技術者の配置等）がなされており責任者が常駐していること、及び当該本店等を拠点にして営業活動を行っている者をいう。本店等が、単なる取次場所となっている場合や、単に連絡員を配置しているだけとなっている場合は、市内業者とは認めない。

#### （基本的合意）

第3条 乙は、本事業の施工に際して、別紙「町田市庁舎新築工事総合評価・条件付き一般競争入札提案書 提案と達成方法及び検証方法について」（以下「本提案事項」という。）に基づき、その提案内容を実施するものとする。

2 甲及び乙は、乙が本提案事項を実施するにあたり、その詳細な内容に疑義が生じた場

合、もしくは内容を確定することが困難な事項がある場合、施工者募集要項等において示された本事業の目的、理念、及び乙が本入札に参加する際に甲に提出した選考書類等を基に、互いに誠実に協議するものとする。

(協定期間)

第4条 本協定の協定期間は、本事業の契約期間と同一期間であり、2009年10月6日から本事業請負契約の履行期限の日までとする。

(報告義務)

第5条 乙は、本提案事項の履行状況について、次に定める期日までに甲に報告する義務を負う。

(1) 第1回中間報告 2010年3月31日

(2) 第2回中間報告 2011年3月31日

(3) 最終報告 本事業請負契約の履行期限の日

2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、乙に本提案事項の履行状況について報告を求めることができる。

(情報公開)

第6条 甲は、乙から前条に定める報告を受けたときは、甲の公式ホームページ等を通じて、すみやかにこれを市民に公開する。

(管轄裁判所)

第7条 甲と乙は、本協定に関して生じた当事者間の紛争については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(違約金)

第8条 乙は、本提案事項の全部または一部を履行できないときは、甲に違約金を支払わなければならない。ただし、本提案事項の全部または一部を履行できない理由が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 前項の違約金の額は、本入札における評価点が最も低い者と乙の評価点との差を金額に換算した6億4千万円を上限として、各提案事項の履行状況に応じて、乙の意見を聴

取のうえ、甲の査定により理由を付して決定する。ただし、乙は、この査定に異議がある場合には、甲に再度協議を求めることができる。

3 甲は、この違約金債権について、乙が甲に対して有する本事業に関する債権と相殺することができる。

(補則)

第9条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

以上の証として、本協定書を2通作成し、各当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。